

(別紙4)

暫定ケアプラン作成にかかる状況別手続きのフロー

見込み:要介護
結果:要支援

パターン(1) 要介護が出ると見込み、居宅がケアマネジメントをしていたが、月を超えて要支援の認定結果が出た場合

	居宅	包括	市高齢者支援課
認定申請月	①区分変更申請、新規申請、更新申請中に、利用者から暫定利用の希望を受ける ⇒ 暫定でのサービス利用の必要性を確認する		
	②必要性がある場合、介護サービスに要する費用が全額または一部自己負担となる可能性がある事等について、利用者・家族に十分説明する		
	③利用者の状況を確認し、介護か予防の見込みを立てる ⇒ 要介護見込みで、居宅がマネジメントを担当する		
	*新規申請の方、 ④双方がサービス利用開始日までに(介護予防)居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を市へ提出する		(介護予防)居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を受理する
	⑤担当者会議等を行い、暫定ケアプランを作成し、利用者・家族に説明し、利用者の同意を得る ⇒ サービスの暫定利用を開始する		
認定決定月	⑥認定結果を確認する →認定結果が要支援であった		
	⑦暫定ケアプランを包括へ引き継ぐ		
	⑧暫定ケアプランに位置づけられた介護サービスを予防サービスに置き換え、利用者の同意を得て交付。		
	⑨ (1)下記書類を、速やかに市へ提出する ・介護保険自己作成居宅サービス計画書届出書 ・下記の※1の書類 ※自己作成になる場合は事前にご連絡ください。 ※ <u>総合事業サービス利用のみ</u> の場合は全額自己負担 (訪問介護・通所介護のみ利用を表す) (2)引き継ぎ後の要支援プランを作成する ・下記の※2の書類		必要書類を受理 ※左記記載の書類
まで月10日	⑩引き継いだ月を含めた、認定申請月からの給付管理を行う(認定申請月のケアプラン代は請求しない)		

※1 アセスメントシート・居宅介護サービス計画書第1・2・3・4・6・7表

※2 アセスメントシート・介護予防サービス支援計画表1・2 介護予防サービス利用表・別表・担当者会議の記録がわかるもの

注:認定日から30日を超えてサービス計画依頼届出書が提出された場合、遡及対象になりません。

(認定遅れの場合のみに限り遅延理由書提出)

提出日以前のサービス利用は給付対象にならない(全額自己負担となる)場合があります。

(別紙4)
 暫定ケアプラン作成にかかる状況別手続きのフロー

見込み:要支援
 結果:要介護

パターン(2) 要支援が出ると見込み、包括がケアマネジメントをしていたが、月を超えて要介護の認定結果が出た場合

	居宅	包括	市高齢者支援課
認 定 申 請	①区分変更申請、新規申請、更新申請中に、利用者から暫定利用の希望を受ける ⇒ 暫定でのサービス利用の必要性を確認する		
	②必要性がある場合、介護サービスに要する費用が全額または一部自己負担となる 可能性がある事等について、利用者・家族に十分説明する		
	③利用者の状況を確認し、介護か予防の見込みを立てる ⇒ 要支援見込みで、包括がマネジメントを担当する		
	*新規申請の方、 ④双方がサービス利用開始日までに(介護予防)居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を 市へ提出する		(介護予防)居宅サービス 計画作成依頼(変更)届 出書を受理する
		⑤担当者会議等を行い、暫定ケアプランを 作成し、利用者・家族に説明し、利用者の 同意を得る →サービスの暫定利用を開始する	
認 定 決 定 月		⑥認定結果を確認する →認定結果が要介護であった	
		⑦暫定ケアプランを居宅へ引き継ぐ	
	⑧暫定ケアプランに位置づけられた予防 サービスを介護サービスに置き換え、利用者 の同意を得て交付。		
	⑨ (1)下記書類を、速やかに市へ提出する ・介護保険自己作成居宅サービス計画書届出書 ・下記の※2の書類 ※自己作成になる場合は事前にご連絡ください。 (2)引き継ぎ後の要介護プランを作成する ・下記の※1の書類		必要書類を受理 ※左記記載の書類
ま 翌 月 1 0 日	⑩引き継いだ月を含めた、認定申請月からの 給付管理を行う(認定申請月のケアプラン代 は請求しない)		

※1 アセスメントシート・居宅介護サービス計画書第1・2・3・4・6・7表

※2 アセスメントシート・介護予防サービス支援計画表1・2 介護予防サービス利用表・別表・担当者会議の記録がわかるもの

注:認定日から30日を超えてサービス計画依頼届出書が提出された場合、遡及対象になりません。

(認定遅れの場合のみに限り遅延理由書提出)

提出日以前のサービス利用は給付対象にならない(全額自己負担となる)場合があります。